

○倉敷市物品供給等の契約に係る競争入札参加者の資格及び要件を定める要綱

平成29年3月29日

告示第180号

改正 令和元年9月13日告示第559号

記

物品の売買、修理等の契約に係る指名競争入札参加者の資格および要件を定める要綱（昭和43年倉敷市告示第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、本市が発注する物品の売買、印刷及び修理等（以下「物品供給等」という。）の契約における一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、入札参加資格の審査その他必要な事項について定めるものとする。

（入札参加の要件）

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1） 国税、県税又は市税を完納していること。
- （2） 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。
- （3） 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。

（入札に参加できない者）

第3条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- （1） 令第167条の4第1項に規定する者
- （2） 第6条の規定による入札参加資格審査を受けていない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

（入札参加の停止）

第4条 市長は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を3年以

内の期間を定めて、入札に参加させないこと（以下「入札参加の停止」という。）ができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為に対して適当な是正措置がとられ、入札の遂行、契約の履行及び物品供給等に支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

（申請手続）

第5条 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める期間（以下「定期受付期間」という。）内に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、定期受付期間外に申請することができる。

- （1） 印鑑証明書
- （2） 入札の参加又は契約の締結等について権限を委任するときは、その委任状
- （3） 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市町村長が証明した身分証明書
- （4） 納税証明書
- （5） 法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては収支決算書
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により申請をした者は、次に掲げる事項について変更があつたときは、所定の変更届出書に変更を証する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 商号又は名称及び代表者
- （2） 入札の参加又は契約の締結等について権限を委任した事業所の名称及び所在地並びにその代表者
- （3） 入札の参加又は契約の締結等の手続に使用する印鑑
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

（入札参加資格審査）

第6条 市長は、前条の規定により申請をした者について入札参加資格審査を行うものとし、別表の左欄の区分ごとに同表の中欄に定める評価基準により評価点を決定し、合計値を算出するものとする。

（通知及び公表）

第7条 市長は、前条の規定により入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）として決定したときは、申請者に通知するとともに、物品供給等入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載し、公表するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第8条 定期受付期間に申請し、有資格者となった者の入札参加資格の有効期間は、申請が行われた年の9月1日から翌々年の8月31日までとする。

2 定期受付期間外に申請書を提出し、有資格者となった者の入札参加資格の有効期間は、申請書を提出した翌月に有資格者名簿に登載された日から、前項に規定する有効期間が終了する日までとする。

（入札参加資格の取消し）

第9条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- （1） 令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
- （2） 第2条各号に規定する要件を欠いたとき。
- （3） 虚偽の申請その他の不正な手段により、有資格者となったとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市物品供給等の契約に係る競争入札参加者の資格及び要件を定める要綱の規定は、平成29年度の定期受付期間の申請分から適用し、改正前の物品の売買、修理等の契約に係る指名競争入札参加者の資格および要件を定める要綱の規定による申請分については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月13日告示第559号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第6条関係）

物品供給等の入札参加者の評価点

| 区分 | 評価基準 | 評価点 |
|-----------|--------------------|-----|
| 前年度中の販売実績 | 500万円未満 | 1 |
| | 500万円以上1,000万円未満 | 5 |
| | 1,000万円以上3,000万円未満 | 10 |
| | 3,000万円以上5,000万円未満 | 20 |
| | 5,000万円以上1億円未満 | 30 |
| | 1億円以上5億円未満 | 40 |
| | 5億円以上 | 50 |
| 従業員の数 | 5人未満 | 1 |
| | 5人以上10人未満 | 3 |
| | 10人以上30人未満 | 6 |
| | 30人以上70人未満 | 9 |
| | 70人以上100人未満 | 12 |
| | 100人以上 | 15 |
| 資産見込み | 100万円未満 | 1 |
| | 100万円以上300万円未満 | 3 |
| | 300万円以上700万円未満 | 6 |
| | 700万円以上1,000万円未満 | 9 |
| | 1,000万円以上3,000万円未満 | 12 |
| | 3,000万円以上 | 15 |
| 営業年数 | 5年未満 | 1 |
| | 5年以上10年未満 | 2 |
| | 10年以上20年未満 | 3 |
| | 20年以上30年未満 | 4 |
| | 30年以上 | 5 |
| 機械器具の所有額 | 100万円未満 | 1 |
| | 100万円以上200万円未満 | 3 |
| | 200万円以上500万円未満 | 6 |

| | | |
|--|--------------------|----|
| | 500万円以上1,000万円未満 | 9 |
| | 1,000万円以上2,500万円未満 | 12 |
| | 2,500万円以上 | 15 |

備考

- 1 「従業員」とは、入札参加資格審査申請書を提出する年の1月1日現在で、雇用期間を特に定めることなく雇用された者で、その事業の専従者とする。
- 2 「資産見込み」とは、法人の場合は貸借対照表のうち「純資産の部合計」とし、個人の場合は「期末元入金」とする。
- 3 「営業年数」とは、創業又は設立した年から入札参加資格審査申請書を提出する年までの年数とする。
- 4 「機械器具の所有額」とは、直近の事業年度の決算における機械装置、車両運搬具及び工具器具備品の合計価額とする。